

社会福祉法人 信貴福祉会 役員等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信貴福祉会（以下「当法人」という。）の役員等の在任年齢期間及び定款第8条並びに第21条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

2 この規程に定める以外の事項は、関係法令、定款、定款細則、理事会の決定に従うものとする。

(相談役)

第2条 相談役は理事長の推薦により、理事会の承認を得て置くことができる。

2 相談役は、法人に関わる事項の相談に応じることができる。

(定義)

第3条 この規程でいう役員とは理事及び監事をいい、評議員、相談役を併せて役員等という。

(役員等の在任年齢及び期間)

第4条 役員等の在任年齢及び在任期間を次のとおり定める。

(1) 役員等の再任年齢は、原則として改選時満68歳までとし、在任期間は任期満了の日までとする。ただし、法人運営等の理由により必要と認めた場合は、理事会が提案し評議員会の承認を得て延長することができる。

(2) 法人職員を兼務し給与を受けている役員は、原則として満65歳となる在任期間とする。ただし、法人運営等の理由により必要と認めた場合は、理事会が提案し評議員会の承認を得て延長することができる。この場合にあっては最長2年の任期とする。

(報酬等の支給)

第5条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 役員等については、業務に応じて別表に定める額を支給する。

(2) 役員等については賞与及び退職手当は支給しない。

(3) 役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料等）を支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 常勤役員等及び当法人の職員を兼ねる役員等の報酬等については毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、法人職員給与規程に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬等は、日額となる場合は当該会議等に出席又は業務に就いた都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、給食費、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の提案を受け評議員会の承認を得て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て決定する。

附則 この規程は2010年4月1日より施行すると同時に、従前の「役員及び評議員の報酬等に関する規程」はこれを廃止する。

- 2 この規程は2015年4月1日より施行する。
- 3 この規程は2017年6月20日より施行する。
- 4 この規程は2023年6月21日より施行する。
- 5 この規程は2024年10月25日より施行する。

役員等報酬基準別表

理事長 (非常勤)	月額10万円
評議員 (非常勤)	会議出席 日額1万円(所得税控除後) 職務の必要から法人に赴いた時 日額1万円(所得税控除後)
監事及び 理事 (非常勤)	会議出席 日額2万円(所得税控除後) 職務の必要から法人に赴いた時 日額1万円(所得税控除後)
業務執行理事(常勤) 事業所所長兼務	月額10万円 ※所長給与は、別途、職員給与表に基づいて支払う
相談役 (常勤) 生活支援センター所長兼務	月額32万円